

事 務 連 絡  
令和 3 年 10 月 29 日

各 

{	都道府県
	市町村
	特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論と  
追加接種に関する今後の見通しについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき、追加接種のための接種体制を整えていただいているところです。今般、10月28日に開催された第25回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、追加接種について審議したところですが、これまでの審議の状況を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。あわせて、現時点で想定される今後の追加接種に関するスケジュールをお知らせします。

各都道府県及び市町村におかれましては、下記の内容を踏まえ、引き続き追加接種に向けた接種体制の構築を進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

- 1 これまでの分科会で頂いたご意見については以下のとおり。

わが国においても追加接種は必要であり、現時点では2回目の接種を完了してから概ね8ヶ月以上後から行うこととしつつ、今後の更なる科学的知見を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこと。

追加接種の対象者については、2回接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供することが現実的であること。

その上で、国内外で得られるワクチンの効果等を踏まえ、特に接種することが望ましい者について検討を進め、国民へ広報等を行うこと。

また、追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチン（ファイザー社ワクチン又は武田/モデルナ社ワクチン）を用いることが考えられるが、引き続き科学的知見を収集し、検討を行うこと。

## 2 今後のスケジュールについて

12月から開始を予定している追加接種の実施に向け、現時点で想定される今後のスケジュールは以下のとおり。分科会での審議も踏まえ、円滑な接種の実施のため、引き続き接種体制の構築をお願いする。

なお、以下のスケジュールは現時点で想定されるものであることから、今後の分科会における審議を踏まえ、変更があり得ることに留意されたい。

- |         |  |
|---------|--|
| 11月中旬   | ・ ファイザー社ワクチンの追加接種について、対象者等を定める省令改正等を厚生科学審議会に諮問   |
| 11月中旬   | ・ 自治体説明会   |
| 11月中下旬  | ・ 市町村から、接種券（一体型予診票）を順次送付開始<br>・ 自治体に対し、12月及び1月接種分として、ファイザー社ワクチン約412万回を配分（以後、順次、必要量を配分） |
| 12月1日   | ・ 追加接種の関係省令を施行。以降、市町村において順次ファイザー社ワクチンによる追加接種を開始  |
| 12月下旬以降 | ・ 武田/モデルナ社ワクチンの追加接種について、厚生科学審議会に諮問   |
| 1月      | ・ 自治体等に対し、武田/モデルナ社ワクチンの配分開始（以降、順次、必要量を配分）  |
| 2月      | ・ 武田/モデルナ社ワクチンによる追加接種開始  |